

徳之島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 鹿児島県徳之島町

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ～ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	・ 公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	2024/4/1 一部適用
処 理 区 域 内 人 口 密 度	・ 公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	・ 公共下水道事業:1処理区(徳之島) ・ 農業集落排水事業:1処理区(下久志)		
処 理 場 数	・ 公共下水道事業 :1箇所(徳之島町浄化センター) ・ 農業集落排水事業:1箇所(クリーンセンター下久志)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和3年度にし尿処理浄化槽汚泥処理施設を廃止し徳之島浄化センターにて受け入れを行っている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

・公共下水道事業

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	使用料体系の概要・考え方	汚水量		金額（税抜）		
業務用使用料体系の概要・考え方		基本料金		500 円		
		従量料金	～ 10 ㎡	80 円		
			11 ㎡ ～ 20 ㎡	100 円		
			21 ㎡ ～ 30 ㎡	110 円		
			31 ㎡ ～	120 円		
その他の使用料体系の概要・考え方		し尿・浄化槽	し尿/18L	5 円		
		汚泥受入料	浄化槽汚泥/㎡	250 円		
		条例上の使用料※1 (20 ㎡あたり)	令和3年度 2,300 円	実質的な使用料※2 (20 ㎡あたり)	令和3年度	2,569 円
			令和4年度 2,300 円		令和4年度	2,653 円
			令和5年度 2,300 円		令和5年度	2,388 円
条例上の使用料*2 (20 ㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,300 円	実質的な使用料*3 (20 ㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	2,569 円	
	令和4年度	2,300 円		令和4年度	2,653 円	
	令和5年度	2,300 円		令和5年度	2,388 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

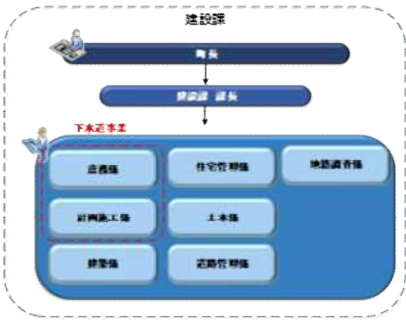
・農業集落排水事業

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	供用開始年度 (供用開始後年数)		平成 15 年度 (20 年)	法適(全部適用・一部 適用)非適の区分	令和 6 年 4 月 1 日 一部適用
	処理区域内人口密度 (人/ha)		15.7	流域下水道等への 接続の有無	無し
	処理区域数		1処理区(下久志)		
	処理場数		1箇所(クリーンセンター下久志)		
	広域化・共同化・最適 化実施状況		無し		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方					
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方					
	条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載		令和3年度 2,600 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度 1,063 円
	令和4年度 2,600 円	令和4年度 1,006 円			
令和5年度 2,600 円	令和5年度 851 円				

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課17人(その内下水道職員1人)
事業運営組織	 ※R6.4.1現在 ※下水道職員1名は庶務係、計画施工係兼務

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・ 徳之島浄化センター、クリーンセンター下久志の維持管理業務を委託。
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

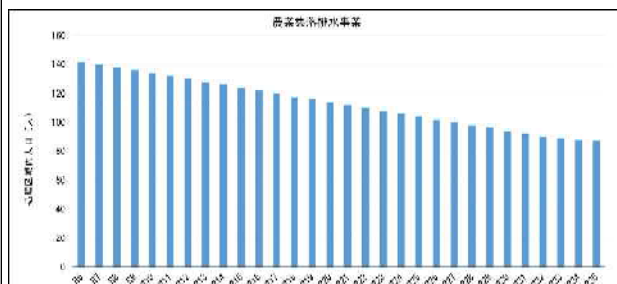
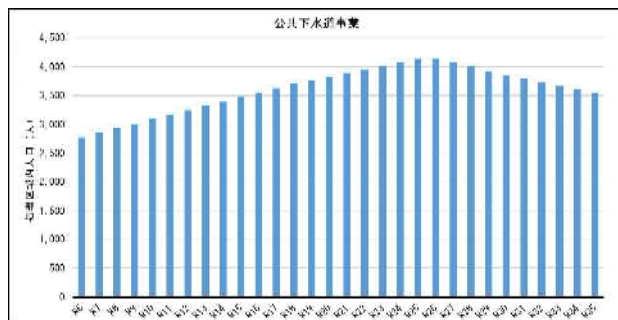
※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

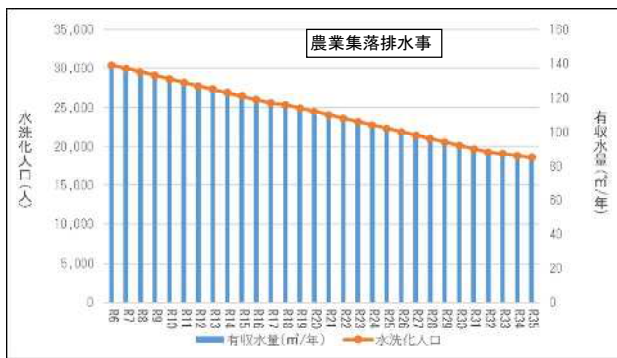
処理区域内人口の予測は、将来の行政人口の動向を踏まえたものとしている。

公共下水道事業においては、令和26年度までの整備事業及び行政人口の減少傾向を反映させた予測を行っている。
また、農業集落排水事業については、整備が完了しているため、行政人口の減少傾向を反映させた予測を行っている。



(2) 有収水量の予測

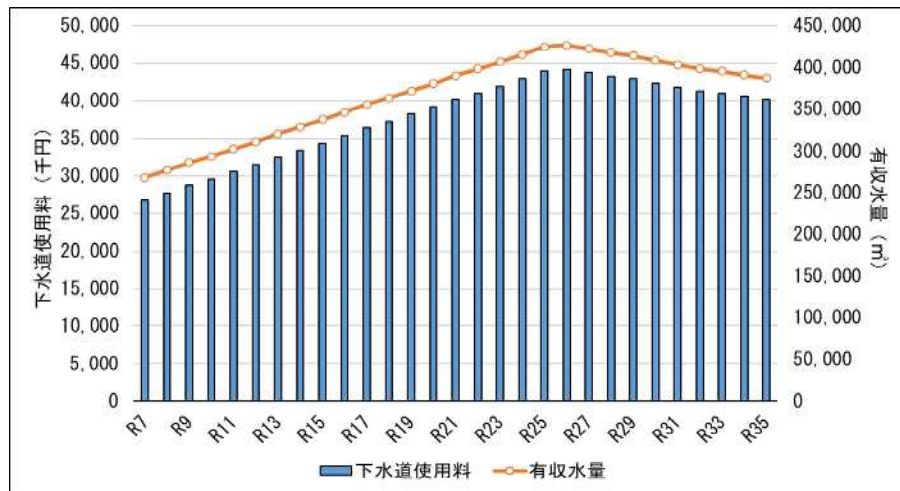
公共下水道事業の有収水量においては、面整備に伴い令和26年度まで増加し、その後減少傾向である。農業集落排水事業では整備が完了しており、人口減少に合わせて有収水量も減少傾向にある。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は下記の算式にて推計している。
算出方法: 有収水量×使用料単価=下水道使用料

下水道事業(公共下水道事業及び農業集落排水事業)における使用料収入は令和5(2023)年度で32,143千円の収益を確保しているが、令和35(2053)年度では40,155千円と予測され、約8,012千円の収益増加が見込まれる。



(4) 施設の見通し

公共下水道事業における汚水事業は、未普及解消は、令和26年度まで実施することとしている。また、施設の修繕・改築事業は、本町ストックマネジメント計画に基づき管路施設、処理場施設について計画的に実施していく。

管きょ施設においては共用開始から13年と比較的新しく耐用年数に達していない施設がほとんどであるため、当面は面整備及びマンホール蓋の劣化調査・改築修繕に務める。

処理場においては機械、電機設備の更新が必要となってくるため、ストックマネジメント計画に基づき改築修繕を実施していく。

(5) 組織の見通し

計画期間における組織体制の見直し及び組織人数の変更は予定していない。

今後の技術職員不足に備えて、技術継承が円滑に行えるよう、業務の見える化、研修等の充実を図る。

3. 経営の基本方針

公共下水道事業

① 公共下水道の整備促進

市内の環境改善に大きく寄与している公共下水道の整備については、「かごしま生活排水処理構想2019」に基づき、汚水処理普及率100%を目標に早期の整備を進めていきます。特に公共下水道事業では「第6次徳之島町総合計画」に基づき、亀津地区について令和8年度概成を目標に整備を行います。また、亀徳地区については整備計画変更を含めた検討を行っていきます。

② 水洗化の促進

普及促進については、下水道未接続者への接続工事費の補助制度をHP、文書で周知するなど水洗化向上にむけた取り組みを行っていきます。

③ 下水道施設の老朽化対策

本町の公共下水道事業は共用開始から13年が経過しており、徳之島浄化センターをはじめとした下水道施設の改築修繕およびそれに係る事業費の平準化を目的として下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の下水道ストックマネジメント支援精度を活用しながら、継続的に下水道施設の老朽化対策を進めていきます。

④ 下水道財政の健全化

下水道事業の債権管理の強化と合わせて、令和6年度から単式簿記から複式簿記へ会計方式を切変え、よりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図ります。また、今後も健全な下水道サービスを維持していくため、公営企業会計方式を踏まえた経営戦略の策定及び将来の見直しにより、下水道使用料の適正化を検討するとともに一般会計繰入金(基準外)の削減を目指します。なお、使用料改定が必要と判断される場合は住民への大きな負担増につながることから、慎重に検討を行います。

農業集落排水事業

① 下水道施設の老朽化対策

本町の農業集落排水事業は共用開始から20年が経過しており、クリーンセンター下久志をはじめとした下水道施設の改築修繕およびそれに係る事業費の平準化を目的として機能診断業務委託、最適化整備構想の策定を実施し継続的に下水道施設の老朽化対策を進めていきます。

② 下水道財政の健全化

下水道事業の債権管理の強化と合わせて、令和6年度から単式簿記から複式簿記へ会計方式を切変え、よりきめ細やかな経営分析を基に下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図ります。また、今後も健全な下水道サービスを維持していくため、公営企業会計方式を踏まえた経営戦略の策定及び将来の見直しにより、下水道使用料の適正化を検討するとともに一般会計繰入金(基準外)の削減を目指します。なお、使用料改定が必要と判断される場合は住民への大きな負担増につながることから、慎重に検討を行います。



4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	公共下水道事業における汚水事業については、令和26年度時点で整備率を100%にすることを目標に計画的な整備事業を引き続き実施していく。 施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測し、維持管理、改築を実施していく。
-----	--

1) 管路の新設に係る事項

○汚水管路

汚水管路の新設は、令和26年度まで実施していく計画としており、年間約4億円を見込んでいる。

2) 投資の平準化に係る事項

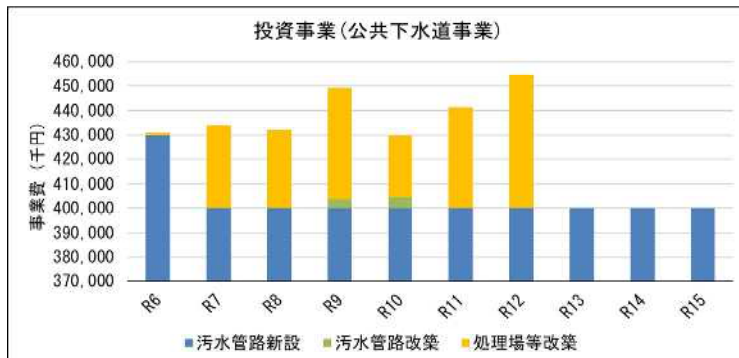
○施設の維持管理計画

これまでは下水道の普及推進のため、管路施設、ポンプ場施設及び処理場施設の建設を進めてきたが、今後はそれら施設を適切に管理・運用していく必要がある。将来にわたり、施設管理を計画的かつ効率的に行っていくため、「徳之島町下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき、施設の点検・調査を実施していく。

○施設の改築計画

施設の改築計画は、「徳之島町下水道施設ストックマネジメント計画」に基づき実施していくこととし、管路施設については点検・調査の結果から劣化状況を把握し計画的に改築事業を実施していく。また、処理場施設及びポンプ場施設においても同様に改築事業を進めていく。

管路施設の維持管理及び改築に係る事業費については年間約0.1億円、処理場については年間約0.1～0.5億円を見込んでいる。

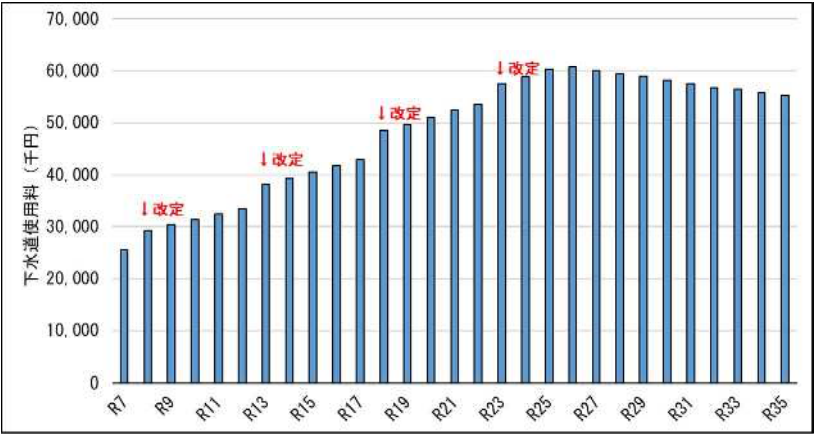


② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	長期目標として「基準外繰入金の削減」を定める。 下水道使用料の改定のみで収支不足を解消する場合は、住民への過度な負担が懸念されるため、目標使用料単価(150㎡/円)を設定し、段階的に改定を実施していく。また、改定後においても財源が不足する場合は一般会計繰入金による対応とするが、使用料改定を行っていくことにより繰入額の削減を図る。
-----	--

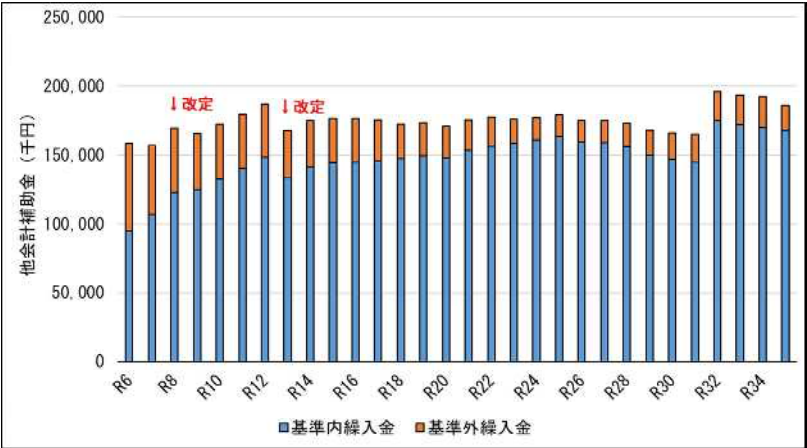
1) 下水道使用料の見通し

公共下水道事業では令和8年度から5年ごとに約10%の使用料改定を予定している。



2) 一般会計繰入金

一般会計繰入金は、下水道使用料の改定に伴い、基準外が減少していく見込みである。令和15(2033)年度までに36,000千円の削減が期待できる。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1) 職員給与費

令和6年度については予算値を採用。令和7年度以降についても現状の組織体制で運営するものと想定し、令和6年度値を計上。損益勘定所属職員を1名計上している。

2) 汚水管渠費

令和7年度以降は令和6年度値を固定とし、一部科目については毎年0.5%の物価上昇を見込む。

3) 処理場費

処理場については、民間委託にて管理・運転を行っており、令和6年度予算値を固定し一部科目については毎年0.5%の物価上昇を見込む。

4) 総係費

将来的に有収水量の増減があっても大きく変化しない費目と考えられるため、令和6年度予算値を固定とするが、総係費については、令和6年度予算値から他計画の委託料等、将来的に見込まれない費用を控除した額を固定している。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水事業については統廃合及び最適化について令和7年度以降に検討予定である。
投資の平準化に関する事項	無し
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	鹿児島県主導で実施しているPPP/PFIの検討会などへ参加することで、下水道事業におけるPPP/PFIの可能性を意識しながら継続的な検討に努める。
その他の取組	無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	無し
資産活用による収入増加 の取組について	無し
その他の取組	無し

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	無し
職員給与費に関する事項	無し
動力費に関する事項	無し
薬品費に関する事項	無し
修繕費に関する事項	無し
委託費に関する事項	無し
その他の取組	無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	1)進捗管理 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するとともに、次回改定に向けての課題として整理しておく。 2)検証内容 特に、収入支出の割合が大きい収益的収入の下水道使用料、資本的支出の建設改良費については重点的に検証を行う。 3)見直し期間 概ね5年ごとに投資計画及び財源の内容の検証を行い、計画値との乖離が大きい場合は見直しを行う。
-------------------------	---

経営比較分析表（令和5年度決算）

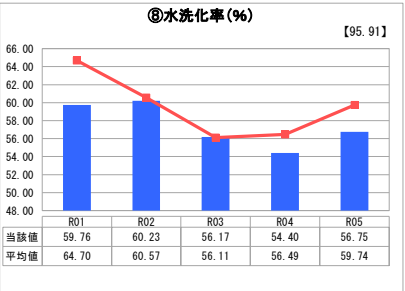
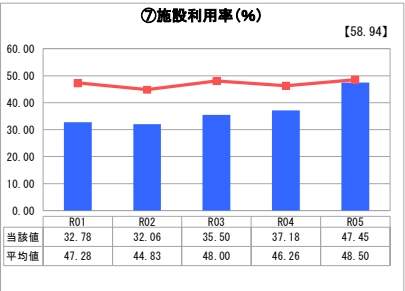
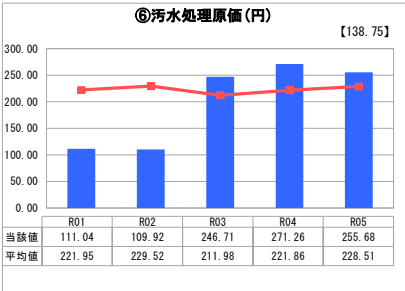
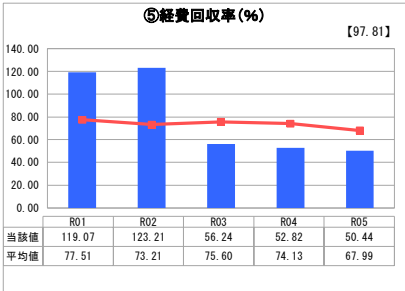
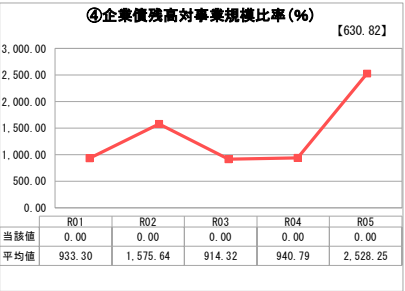
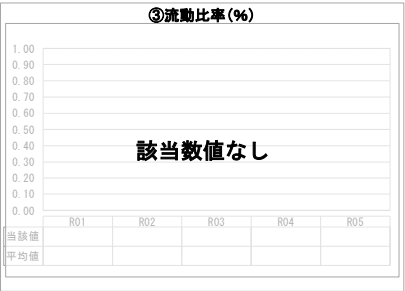
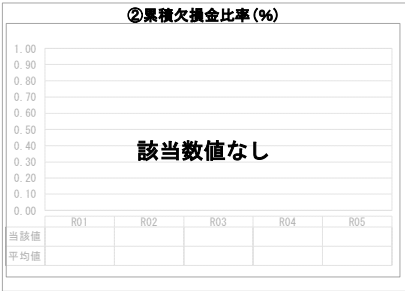
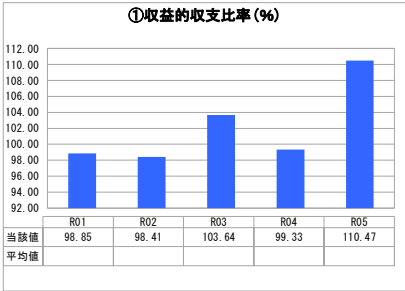
鹿児島県 徳之島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	27.38	76.40	2,530

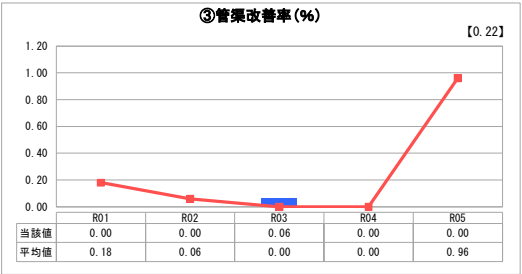
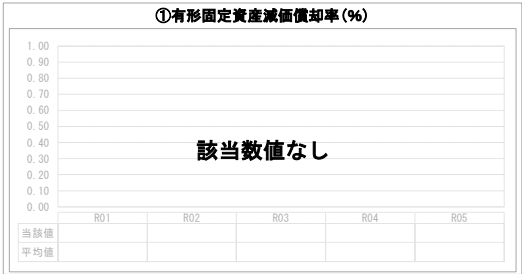
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
10,067	40.39	249.24
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,689	0.72	3,734.72

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支について、令和5年度は過去4年間と比較すると高い数値になっている。しかし依然として一般会計からの繰入金に依存している状況であり、徴収率の改善や加入促進により自立した経営基盤を確立する必要がある。

④普及率が低く、企業債残高対事業規模比率は0%となっているが、これは一般会計からの繰入金に依存しているためである。今後は中長期的に普及率を向上させることで営業収益を確保し、一般会計からの繰入金への依存度を低下させる必要がある。

⑤経費回収率について、加入率の上昇に伴い料金収入も増えているが、R3年度に汚水処理にかかる経費のうち維持管理費が例年より増額になりR5年度も同様の傾向となっていることから経費回収率が減額となっている。今後も普及率の向上、費用削減により更なる経費回収率の向上を図る。

⑥汚水処理原価については例年類似団体と比較して低い数値となっていたが、R3年度より汚水処理費内の維持管理費が増額となったことから類似団体平均値に近い数値となっている。今後も汚水処理費は同額で推移する見込みであるため、引き続き加入促進活動や管路工事による新規接続の向上を図り、有収水量を増加させる取り組みが必要である。

⑦施設利用率について、H30年度以降徐々に増加しており、R5年度は類似団体に近い数値になっている。供用開始から約14年と運用年数が短い、今後も普及率の上昇を受けた施設利用率の上昇が期待できる。

2. 老朽化の状況について

H18年度から管路敷設工事を実施し、H22年度末に汚水処理施設が完成したことにより、公共下水道の供用を開始した。供用開始から14年程度経過し、管渠の老朽化等については現在のところ問題はないが、処理場内の機器更新時期が近づいており、R6年度にストックマネジメント計画に基づいた改築実施施設を実施予定である。

全体総括

収益的収支比率は、R5年度は100%を超える数値ではあるが、依然として一般会計からの繰入金への依存度が高く自立した経営基盤の構築が不可欠である。R4年度に認可区域を拡大し、事業計画面積が拡大した。そのことによりR3年度全体計画の約70%程度のあった整備面積がR5年度は57%となったが、整備面積は増加傾向である。しかしながら、普及率27.4%により施設利用率が平均を下回っており、引き続き普及率・接続率の向上が求められる。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和5年度決算）

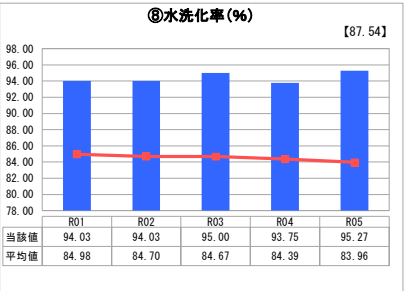
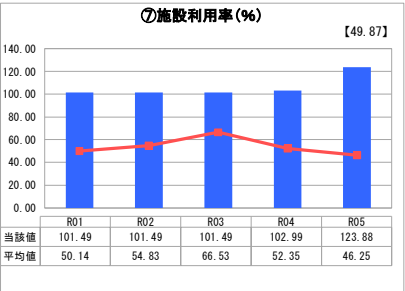
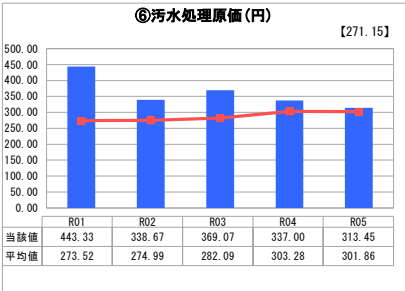
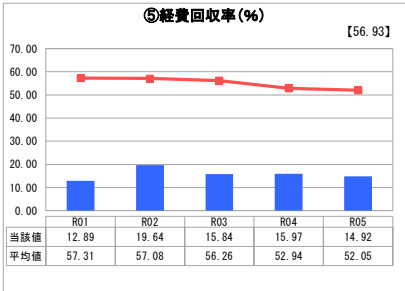
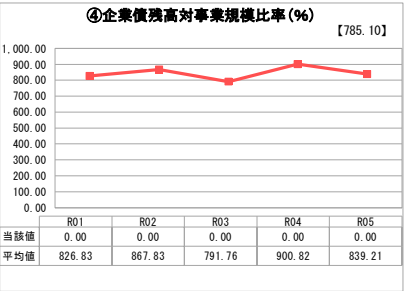
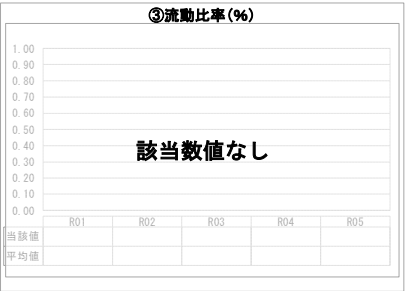
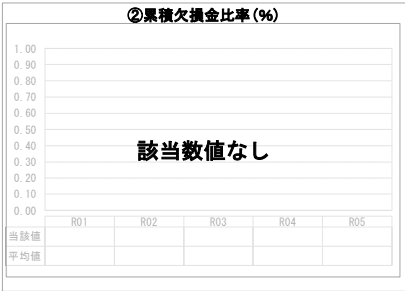
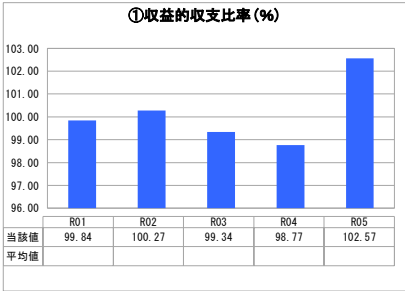
鹿児島県 徳之島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	1.51	100.00	2,600

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
10,067	40.39	249.24
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
148	0.09	1,644.44

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率が100%前後を推移しているが、過疎化高齢化による加入者の減少等が予想され、本来使用料で賄わなければならない経費を今後も一般会計からの繰入金に依存していくと予想される。

④企業償還高対事業規模比率は「0」であるが、今後も元利償還金に対して一般会計繰入を行うため「0」で推移すると予想される。

⑤経費回収率が類似団体区分の平均値に比べ低い数値で推移しているため適切な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となる。

⑦施設利用率は高い数値を推移しており、今後も効率的な施設活用に努める。

⑧水洗化率は過去5ヵ年同等の数値であり、処理区域の過疎化で今後大きく推移することはないと考えるが経営効率の観点から引き続き加入促進を図る必要がある。

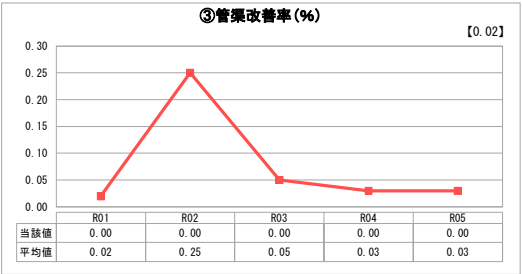
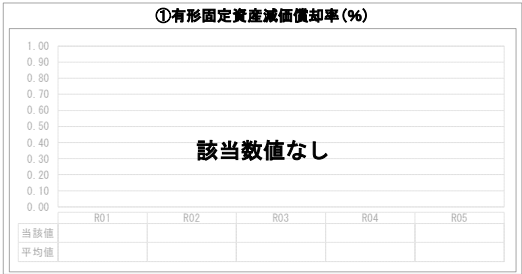
2. 老朽化の状況について

③現在、管渠の更新等は行っておらず、管渠改善率は「0」となっているが、今後の管の更新時期等の到来を見据え、H29年度に劣化状況等を調べる機能診断等を実施し、H30年度に最速整備構想を実施した。今後は機能強化に向け計画策定を実施予定である。

全体総括

事業規模が小さく、事業地域が過疎化高齢化が進む地域であることから、適切な使用料収入の確保が難しく、汚水処理費用の削減も難しい状況である。今後、民間委託・合併浄化槽への移行等の検討が必要である。

2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

交付要件確認チェックシート

別紙 1

	チェックシート記載日	都道府県名	市町村名	
		鹿児島県	徳之島町	
1. 公営企業会計の適用状況			適用年度	適用済み
			R6	✓
2. 令和2年度以降※、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を実施 ※令和2年度までに公営企業会計適用していない場合、「公営企業会計適用した年度以降」とする。）			実施年度	記載済み
			R6	✓
3. 経営戦略の内容				
①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限が記載されているか				記載済み
				✓
②a 経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（使用料の改定、下水道施設・未利用資源の有効活用や接続促進による収入増など、収入を増加させるための取組が記載されていれば可）				記載済み
				✓
②b 経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期が記載されているか（包括的民間委託等による維持管理費の削減（新規・継続問わず）や新技術の導入、広域化・共同化、処理場の運転方法の見直し、電力契約の見直しなど、支出削減のための取組が記載されていれば可）				記載済み
				✓
③収支構造の更なる適正化に向けて、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的に検証・見直しを行う旨が記載されているか（表現ぶりは、「〇年毎に検証する」といった大まかなもので可とする※） ※「検証・見直し」の具体的内容としては、収支実績・取組効果の確認、業績目標or収支見通しとの乖離の確認及びその原因分析、今後の取組について検討、見直しを行い、収支見通しの改定等を行うことを想定しており、関連する記述の有無で判断する。				記載済み
				✓
4. 経営戦略が公表されているか				公表済み
				✓

【記入要領】

- ・上記1.～4.の全てについて記載すること。
- ・1. で公営企業会計適用済みと回答した団体については、令和7年度以降（令和2年度以降に公営企業会計を適用した団体については、適用年度から5年経過以降）、2. 、3. （②はaとbのいずれかのみで可）、4. の全てを満たしていることが交付要件となる。
- ・なお、人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していること、人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算決算が公営企業会計に基づくものに移行していることを交付要件としている。

①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限(該当部分抜粋)

都道府県名	市町村名	経営戦略名：徳之島町下水道事業経営戦略
鹿児島県	徳之島町	

(1) 水洗化率向上に向けた取り組み

水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進(広報活動等)を実施します。計画期間である令和 15(2033)年度に 61.7%を目標として水洗化率向上に取り組めます。

表 6-1 水洗化率目標

項目(公共)	現状(R5)	中間目標(R10)	目標 R15
水洗化率(%)	56.7	59.2	61.7

②-1収入増加のための具体的取組及び実施時期(該当部分抜粋)

都道府県名	市町村名	経営戦略名：徳之島町下水道事業経営戦略
鹿児島県	徳之島町	

(2) 下水道使用料の改定

町の下水道使用料体系は、基本料金と従量料金で構成されています。収支シミュレーションの結果、計画期間である令和 15(2033)年度までに 2 回の使用料改定を予定しています。最終的には 150 円/㎡を目標として料金改定を行っていきます。

表 6-2 段階的改定における使用料単価及び改定率

年度 \ 項目		使用料単価 (円/㎡)	改定率	備考
R6～R7	2024～2025	107	－	計画期間
R8～R12	2026～2030	118	10%	計画期間
R13～R17	2031～2035	130	10%	計画期間(～R15)
R18～R22	2036～2040	143	10%	試算期間
R23～	2041～	150	10%	試算期間

③収支構造の改善の要否等について、少なくとも5年に1度の頻度で、定期的な検証・見直しを行う旨(該当部分抜粋)

都道府県名	市町村名	経営戦略名：徳之島町下水道事業経営戦略
鹿児島県	徳之島町	

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗状況について、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行います。

(1) 毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するとともに、次回改定に向けての課題として整理します。
特に、収入支出の割合が大きい収益的収入の下水道使用料、資本的支出の建設改良費については重点的に検証を行います。
- 経営指標を用いた分析により、経営健全化に向けた状況把握及び今後の取組の方向性を確認します。
- 毎年度の進捗管理の結果をホームページ等で公表します。

(2) 検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の状況を把握します。
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価を行います。
- 概ね5年ごとに投資計画および財源の内容の検証および見直しを行います。
- 経営指標を分析し、経営状況の再評価および必要に応じて新たな目標を設定します。

表 7-1 経営戦略事後検証及び改定スケジュール

種別	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031	令和 14 2032	令和 15 2033
事後検証	計画	○	○	○	○	次計画	○	○	○	○
改定作業	改定				●	策定				●